

相模原市監査委員公表第20号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和7年12月25日

相模原市監査委員 岩 本 晃

同 橋 本 慎 一

同 寺 田 弘 子

同 鈴 木 秀 成

第1 監査の概要

1 相模原市監査基準への準拠

この監査は、相模原市監査基準(平成29年相模原市監査委員訓令第1号。以下「監査基準」という。)に準拠して実施した。

2 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく監査

3 監査の実施日程

令和7年8月4日から同年12月24日まで

4 監査の対象

(1) 対象部局

都市建設局。ただし、工事監査は、財政局財政部(契約課及び公共建築課)を併せて対象とした。

(2) 対象年度

令和6年度。ただし、財務監査は令和2年度、3年度、4年度及び5年度、工事監査は令和5年度に執行した事務の一部についても対象とした。

第2 財務監査

1 監査対象事務及び監査対象課

これまでの監査結果を踏まえ、指摘事項等があった事務事業及び科目並びに予算の執行状況を考慮し選定した。

監査対象事務	監査対象課
河川占用料の徴収に関する事務	土木部 南土木事務所
簡易水道料金の徴収に関する事務	土木部 津久井土木事務所
農業集落排水処理施設及び市設置高度処理型浄化槽の使用料の徴収に関する事務	土木部 下水道料金課

旅費の支出に関する事務	麻溝台・新磯野まちづくり課、麻溝台・新磯野区画整理事務所
需用費(消耗品費)の支出に関する事務	土木部 用地・補償課
委託料の支出に関する事務	リニア拠点整備事務所 相模原駅周辺まちづくり課 まちづくり推進部 開発調整課 土木部 道路計画課、中央土木事務所、下水道経営課、下水道保全課
使用料及び賃借料の支出に関する事務	まちづくり推進部 建築審査課 土木部 道路整備課、下水道整備課
負担金、補助及び交付金の支出に関する事務	まちづくり推進部 建築政策課、交通政策課

2 監査の着眼点

監査基準第11条第6項第4号の規定に基づき、次のとおり主な着眼点を定めて監査を行った。

監査対象事務	リスク	主な着眼点
河川占用料の徴収に関する事務	徴収が適正に行われないリスク	ア 事務処理で法令等に違反するものはないか。 イ 調定額の算定は適正か。また、計算に誤りはないか。 ウ 納入の通知は適正に行われているか。
簡易水道料金の徴収に関する事務	徴収が適正に行われないリスク	ア 事務処理で法令等に違反するものはないか。 イ 調定額の算定は適正か。また、計算に誤りはないか。 ウ 納入の通知は適正に行われているか。

農業集落排水処理施設及び市設置高度処理型浄化槽の使用料の徴収に関する事務	徴収が適正に行われないリスク	ア 事務処理で法令等に違反するものはないか。 イ 調定額の算定は適正か。また、計算に誤りはないか。 ウ 納入の通知は適正に行われているか。
旅費の支出に関する事務	算定及び支出が適正に行われないリスク	ア 旅費支出の目的、履行確認ができる文書等が整備されているか。また、これらの内容は適正か。 イ 支出、精算は適正な時期に行われているか。
需用費(消耗品費)の支出に関する事務	(1) 契約事務や検査・検収が適正に行われないリスク (2) 支出が適正に行われないリスク	ア 契約相手方の選定方法は適切か。 イ 契約書、見積書等関係書類は確実かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。 ウ 履行確認は適正に行われているか。また、履行期限は守られているか。 エ 支出は適正な時期に行われているか。
委託料の支出に関する事務	(1) 契約事務や検査・検収が適正に行われないリスク (2) 支出が適正に行われないリスク	ア 契約相手方の選定方法は適切か。 イ 契約書、見積書等関係書類は確実かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。 ウ 履行確認は適正に行われているか。また、履行期限は守られているか。 エ 支出、精算報告は適正な時期に行われているか。
使用料及び賃借料の支出に関する事務	(1) 契約事務や検査・検収が適正に行われないリスク (2) 支出が適正に行われないリスク	ア 契約相手方の選定方法は適切か。 イ 契約書、見積書等関係書類は確実かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。

		ウ 支出は適正な時期に行われているか。
負担金、補助及び交付金の支出に関する事務	算定及び支出が適正に行われないリスク	ア 算定及び支出は適正に行われているか。 イ 交付条件は適切に付され、条件どおり履行されているか。

3 監査の主な実施手続

監査基準第14条及び第15条の規定に基づき、試査を基本とし、次の手法により監査の手続を行った。

(1) 書面調査

監査対象事務が法令等に基づき適正に執行されているか、関係書面等の調査を実施した。

(2) 聞き取り調査

書面調査を踏まえ、担当者等に聞き取り調査を実施した。

(3) ヒアリング

下水道整備課及び下水道経営課の所属長等に対してヒアリングを実施し、見解等を聴取した。

4 監査の結果

第1及び1から3までのとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった事務が法令等に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにして、その組織及び運営の合理化に努めていると認められた。ただし、当該事務の一部に次のとおり是正又は改善を要する事項等が見られた。

(1) 指摘事項

下水道整備課の使用料及び賃借料の支出に関する事務を調査したところ、基本構造計算更新ソフト等の使用に係る契約において、次のような事例が見られた。

ア 令和6年4月1日に更新ソフトをダウンロード、基本構造計算ソフトを更新し、使用しているにもかかわらず、同日に契約相手方から支払方法を前金払とした請書を徴取し、契約金額を同年5月20日に地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号。以下「施行令」という。)第21条の

7第3号に該当するものとして、前金払で支出していた。

前金払は、債務金額が確定している契約の支払方法として例外的に採用されるべきもので、サービス等の提供を受ける前に支払う費用であるが、当該契約においては、令和6年4月1日から更新した基本構造計算ソフトの使用を開始しており、この時点で当該契約の履行確認が可能であることから前金払で支払うことは適切ではない。

また、前金払で支払う根拠としている施行令第21条の7第3号は「前金で支払をしなければ契約しがたい請負、買入れ又は借り入れに要する経費」と規定しており、当該契約の支出科目は使用料であることから請負、買入れ又は借り入れのいずれにも該当しない。

このため、当該契約の支払方法を前金払としていたことは不適正な事務処理である。

イ 契約相手方から徴取した請書に相模原市暴力団排除条例(平成23年相模原市条例第31号。以下「条例」という。)に基づく事項の記載がなかった。

条例は、暴力団排除について、基本理念を定め、並びに市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、暴力団排除を推進するために必要な事項を定めることにより、暴力団排除に関する施策の総合的な推進を図り、もって安全で安心して暮らすことができる社会の実現に資することを目的としているものである。

また、「相模原市暴力団排除条例の施行に係る契約事務の運用について」(平成23年12月27日付け契約課長通知)においては、契約締結時には必ず条例に基づく内容を盛り込むよう規定しており、契約約款の例も示している。

このため、当該契約に際し、条例に基づく事項を記載していなかった請書を徴取したことは不適正な事務処理である。

今後は、当該契約の支払方法について検討、調整するとともに、請書の徴取に当たっては、条例の趣旨及びその重要性を再認識したうえで、契約関係書類の記載内容を十分に精査、確認するなど、関係法令等の規定を遵守し、適正に事務を執行されたい。

(2) 注意事項

道路計画課の委託料の支出に関する事務を調査したところ、交通量等調査業務委託の契約において、契約保証金を免除する根拠として契約相手方から提出された契約書写し2件のうち1件が、当該契約とほぼ同種類の契約であったものの同規模とは認め難い契約であったにもかかわらず、契約保証金を免除していた。

市は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の16第1項に基づき、相模原市契約規則(平成4年相模原市規則第9号。以下「契約規則」という。)第33条において契約保証金の率を規定するとともに、第34条第1項第3号においては「契約の相手方が、過去2か年間に市又は国若しくは地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行した者であり、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるもの」である場合に契約保証金の納付を免除できる旨を規定している。

今後は、契約規則等を遵守し、適正に事務を執行されたい。

第3 行政監査(重点調査項目)

1 監査の調査項目

重点調査項目として「全序的な条件付一般競争入札の実施について」をテーマに定め、監査を行った。

2 監査の目的

令和4年度から各課・機関においても本格的に実施することとした条件付一般競争入札に係る事務について、これまでの監査の結果で入札に係る公告の市掲示場への掲示をしていなかったという初步的な事務手続での不適正な事例が確認されている。

こうしたことから、条件付一般競争入札実施の手引き(業務委託契約版)等(以下「手引き等」という。)に基づき事務が執行されているかを主眼に監査することにより、各課・機関で執行する条件付一般競争入札に係る案件が競争性、公平性及び透明性のより一層の向上に寄与し、内部統制の実効性を高めて健全な行財政運営に資することを目的として本テーマを選定し、行政監査を実

施した。

3 監査対象事務及び監査対象課

監査対象局の各課が執行した条件付一般競争入札に係る事務を対象とした。

監査対象事務	監査対象課
委託料の支出に関する事務	リニア拠点整備事務所 相模原駅周辺まちづくり課 まちづくり推進部 開発調整課 土木部 中央土木事務所、下水道経営課、下水道保全課

4 監査の着眼点

監査基準第11条第6項第4号の規定に基づき、次のとおり主な着眼点を定めて監査を行った。

リスク	主な着眼点
手引き等に基づき事務が執行されていないリスク	(1) 発注方法の選択が適切にされているか。 (2) 入札参加条件、内容が明確に示され設定できているか。 (3) 入札の諸手続等は適正、かつ公正に行われているか。

5 監査の主な実施手続

監査基準第14条及び第15条の規定に基づき、試査を基本とし、次の手法により監査の手続を行った。

(1) 書面調査

監査対象事務が法令等に基づき適正に執行されているか、関係書面等の調査を実施した。

(2) 聞き取り調査

書面調査を踏まえ、担当者等に聞き取り調査を実施した。

6 監査の結果

第1及び1から5までのとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった事務が法令等に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにして、その組織及び運営の合理化に努めていると認められた。ただし、当該事務の一部に次のとおり対応を要する事項が見られた。

注意事項

相模原駅周辺まちづくり課の委託料の支出に関する事務を調査したところ、相模原駅北口地区周辺道路ネットワーク検討業務委託の条件付一般競争入札に係る公告において、最低制限価格を設けた委託契約であることについての記載がなかった。

契約規則第6条は、「公告は、次に掲げる事項について行うものとする。」としており、次に掲げる事項として、第9号に「政令第167条の10第2項の規定により最低制限価格を設けたときはその旨」と規定している。

今後は、契約規則を遵守し、適正に事務を執行されたい。

第4 工事監査

1 監査対象事務及び監査対象課

需用費の施設修繕料及び工事請負費の建設工事費の支出に関する事務を対象とした。

監査対象事務	監査対象課
需用費(施設修繕料)の支出に関する事務	
町田駅南口エレベーター更新修繕	都市建設局 まちづくり推進部 交通政策課 財政局 財務部 公共建築課
工事請負費(建設工事費)の支出に関する事務	
麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理 事業整地工事	都市建設局 技術監理課 麻溝台・新磯野区画整理事務所

	財政局 財務部 契約課
市道上青根上野田釜立道路改良工事	都市建設局 技術監理課 土木部 緑土木事務所 財政局 財務部 契約課
公共下水道管きょ耐震化工事(R 5-4 工区)	都市建設局 技術監理課 土木部 下水道保全課 財政局 財務部 契約課

2 監査の着眼点

監査基準第11条第6項第4号の規定に基づき、次のとおり主な着眼点を定めて監査を行った。

リスク	主な着眼点
(1) 契約事務や検査・検収が適正に行われないリスク	ア 契約の方法、手続及び時期は適切か。 イ 設計図書どおり施工されているか。変更指示は適切に行われているか。
(2) 監督業務が適切に行われないリスク	ウ 法令等を遵守して施工されているか。施工体制台帳は整備されているか。 エ 検査調書等検査記録は整備されているか。

3 監査の主な実施手続

監査基準第14条及び第15条の規定に基づき、試査を基本とし、次の手法により監査の手続を行った。

(1) 書面調査

監査対象事務が法令等に基づき適正に執行されているか、関係書面等の調査を実施した。

(2) 聞き取り調査

書面調査を踏まえ、担当者等に聞き取り調査を実施した。

(3) ヒアリング

交通政策課及び公共建築課の所属長等に対してヒアリングを実施し、見解等を聴取した。

4 監査対象事務の概要

(1) 町田駅南口エレベーター更新修繕

契約金額 35,750,000円

契約方法 指名競争入札

契約期間 令和5年6月15日から令和6年12月27日まで

修繕内容 エレベーター1基の更新

(2) 麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業整地工事

契約金額 57,314,000円

契約方法 条件付一般競争入札

契約期間 令和6年6月28日から令和7年3月24日まで

工事内容 盛土、切土等による整地

(3) 市道上青根上野田釜立道路改良工事

契約金額 194,036,700円

契約方法 条件付一般競争入札

契約期間 令和6年7月12日から令和7年3月18日まで

工事内容 大型ブロック擁壁などの道路改良

(4) 公共下水道管きょ耐震化工事(R5-4工区)

契約金額 829,183,102円

契約方法 条件付一般競争入札

契約期間 令和5年9月19日から令和7年1月20日まで

工事内容 既設管内側への管きょ新設

5 監査の結果

第1及び1から4までのとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった事務が法令等に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにして、その組織及び運営の合理化に努めていると認められた。ただし、当該事務の一部に次のとおり対応を要する事項が見られた。

注意事項

交通政策課の需用費(施設修繕料)の支出に関する事務を調査したところ、町田駅南口エレベーター更新修繕において、エレベーターの単価作成に当たり専門工事業者1者のみから徴取した参考見積書により単価を作成していた。

入札・契約事務の適正執行について(令和5年3月31日付け契約課長通知)は、「参考見積書をもとにして予定価格を設定する場合は、1者からの参考見積書で予定価格を設定することにより、不調になったり、公平な入札にならなかつたりする事例が散見されることから、可能な限り参考見積書を2者以上から徴取するとともに見積額の内訳を確認し、取引の実例価格等を考慮して適正な予定価格を設定すること」としている。

今後は、参考見積書による単価作成に当たっては、可能な限り参考見積書を2者以上から徴取されたい。なお、参考見積書の徴取に協力が得られず、2者以上の参考見積書の徴取が困難な状況においても市場価格等を勘案することが重要であるため実例価格等を考慮して単価作成を行うなど、適正な価格の設定方法等を検討されたい。